

第 29 回八戸市緑の審議会議事録

- 1 日 時 : 令和 3 年 8 月 23 日 (月) 午後 2 時
- 2 場 所 : 八戸市庁別館 7 階会議室 B
- 3 出席者 :
(委 員) 鮎川恵理会長、山下英夫委員、工藤義治委員、昆 賀子委員、
山本光一委員
(事務局) 三浦公園緑地課長、石村管理緑化 G L、山田公園整備 G L、
立花主査、赤石技査、松浦技師、稲葉主事
- 4 次 第 :
 - 1) 開 会
 - 2) 報告案件
 - ①保存樹木の倒伏について
 - ②八戸市緑の基本計画の見直しについて
 - 3) そ の 他
 - 4) 閉 会
- 5 配布資料 :

資料 1	保存樹木の倒伏について
資料 2	八戸市緑の基本計画の見直しについて

6 議 事 :

●事務局

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の審議会は、委員 5 名全員出席でございます。

「八戸市みどりの環づくり基本条例施行規則」第 10 条第 2 項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

次に、本日出席しております、事務局職員を紹介させていただきます。

都市整備部 公園緑地課長の三浦です。

公園整備グループリーダーの山田です。

公園整備グループの赤石です。

同じく、公園整備グループの松浦です。

管理緑化グループの立花です。

同じく、管理緑化グループの稲葉です。

最後に私、管理緑化グループリーダーの石村です。

どうぞよろしく願いいたします。

会議の前に、配布資料のご確認をお願いいたします。

皆様のお手元にお配りしております資料は、次第、席図、委員名簿、資料 1、資料 2 となっております。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、ただ今より「第 29 回八戸市緑の審議会」を開会いたします。

開会にあたり、鮎川会長より一言ご挨拶を頂戴し、議事録の署名者を選任していただきまして、引き続き進行をお願いいたします。

●鮎川会長

それでは、今回の審議会の議事録の署名者 2 名を私から指名させていただきます。山下委員、昆委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●山下委員

はい。

●昆委員

はい。

●各委員

(異議なし)

●鮎川会長

ご異議がないようですので、それでは山下委員、それから昆委員にお願いしたいと思います。お二方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、案件に入らせていただきます。まず、報告案件 ①

「保存樹木の倒伏」について、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局

それでは、保存樹木の倒伏についてご報告いたします。

平成 23 年 3 月 25 日指定の市川町赤坂下にあるブナですが、7 月 1 日に轟上町内会長さんから、ブナが倒れたとの一報がありました。

翌日、事務局員で現場を確認すると、葉が茂っていた右側の幹が折れており、隣家の物置近くに倒れておりました。幸い、近くのイチイがクッションとなり物置への直撃は避けられており、被害はない状況でした。

市川のブナは、毎年行っている樹勢診断において、危険度が S ということで危険な状態であることは把握しておりましたが、今回、残念ながら倒伏という結果となってしまいました。残った幹の状態を見ますと、既に枯れている状況であるため、保存樹木の指定解除が必要となりますので、今後所有者の方と連絡をとり指定解除の手続きを進めたいと考えております。

なお、倒れた幹の処理について所有者に確認したところ、隣家へ影響がある枝のみ落とし、倒れている幹については支障がないため、そのままにしておくとのことでした。

保存樹木の倒伏については、以上です。

●鮎川会長

ありがとうございました。

只今、事務局から「保存樹木の倒伏」について報告がありましたが、これに対し、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

●工藤委員

指定解除してよいと思います。

●鮎川会長

今回は人や物置への被害はなかったとのことですが、一般の人が立ち入ることができる場所で倒伏した場合、その責任は所有者にあるのでしょうか。保存樹木として指定している市に責任はないのでしょうか。

●事務局

インターネット等で調べた結果、第一責任は所有者にあると解釈しています。

●鮎川会長

ほかにも倒伏の危険性がある保存樹木があると思いますが、保存樹木として指定されていることからツアー等で見に行った際、人が怪我をしてし

まうなどの問題が将来的に発生する可能性が考えられると思います。倒伏する前に解除するというのも1つの考え方として必要になってくるのではないかと思います。その点について、委員の皆様はどのように考えていますでしょうか。

●工藤委員

そこまで考えるのは現実的ではないと思います。倒伏の危険性があるのであれば解除したり、樹木を伐採して小さくしていくという方法もあると思います。ただ、小さくすると、樹木の価値がどうなるのかという別の問題が発生してきてしまうので、そのような点も含めて検討していく必要があると思います。

現状、倒伏の危険がある保存樹木として、キハダがあげられており、亀裂が10 cm近く入っているため、何年も持たないのではないかと考えています。ただ、畑側に木が傾いているため、それほど被害は出ないと思っています。

●鮎川会長

所有者に対し、保存樹木の状態について毎年連絡はしているのでしょうか。

●工藤委員

私からは連絡していません。

●鮎川会長

市の方からはどうですか。

●事務局

特に連絡はしていません。

●工藤委員

所有者はある程度認識しているとは思いますが。

●鮎川会長

所有者の認識がないまま事故につながる可能性もあるため、傷んでいる樹木については所有者へ情報提供が必要だと思っています。

●工藤委員

倒伏の危険性がある樹木については、市から所有者に連絡するべきだと思います。

●事務局

キハダについては、市から所有者に連絡を取りたいと思います。
また、他の倒伏の危険性がある樹木については、所有者と情報共有を進めていきたいと考えております。

●山本委員

保存樹木に指定する際、所有者に対し樹木が倒伏した場合の責任等について説明をしているのでしょうか。

●事務局

そのような説明は行っておりません。

●鮎川会長

保存樹木全般古いものが多く、今後倒伏する可能性も考えられるため、管理や相談に関する案内を渡したり郵送するなどという対応が、これをきっかけの一つあってもよいと思います。

●事務局

市から情報提供し、また、所有者からも何かあればその都度情報提供してもらい、事前に防げるような方法がないか検討していきたいと思います。

●工藤委員

毎年行っている樹木診断の調査書を所有者に送付してはどうでしょうか。

●鮎川会長

保存樹木として指定している以上、毎年の樹木診断の結果を所有者に伝えるということは、自然なことだと思います。

●山本委員

現状、樹木の治療や管理等のほとんどが所有者責任となっており、また、伐採や解除等、何をやるにしても所有者からの申し出が必要となっているため、所有者の負担が大きいと思います。その中で、市としてはリスク回避として、最低限樹木調査を行っていくべきだと思います。

●工藤委員

精密検査を常に行っているわけではないですし、突風などの急な自然災害等も考えられるため、難しい問題ではあります。ですが、現時点で把握している範囲での情報は流していくべきだと思います。

●事務局

危険度が高い樹木については、所有者の方に対して情報提供していく体制を検討していきたいと思います。

●鮎川会長

難しい問題ではありますが、所有者の方には適宜、必要に応じて連絡や注意喚起をし、伐採したい等の申し出があった際は、また審議会場で議論しながら進めていければと思います。

他に保存樹木についてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

●各委員

(質問なし)

●鮎川会長

ご意見、質問等がないようですので、報告案件①「保存樹木の倒伏」についてはこれで終了したいと思います。

次に、報告案件②「八戸市緑の基本計画の見直し」について、事務局から報告をお願いします。

●事務局

それでは、「八戸市緑の基本計画の見直し」について、説明いたします。

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき市町村が策定する、緑に関する総合的な計画となっております。緑とは、緑地及び緑化空間、緑地とは、樹林地や草地、緑化空間とは、都市公園や都市緑地のことを指すものと考えております。

次に、見直しの背景についてですが、現在の八戸市緑の基本計画は、平成15年度に策定したもので、目標年次を20年後の令和5年度と定めております。目標年次が間近であるということ、また、平成30年度に都市緑地法が改正され、さらには都市化による緑地の減少など、社会情勢の変化に伴い、今回見直しが必要であると判断しました。見直しについての詳細は、担当から説明させていただきます。

緑の基本計画の見直し方法と進め方について説明させていただきます。見直しの進め方についてですが、前回の平成16年3月の際は、緑の基本計画策定委員会を設置し、緑の基本計画を策定しました。今回は、緑の環づくり基本条例に基づき、緑の審議会のご意見を伺いながら、令和3年度から4年度の2カ年にかけての見直しを考えております。見直しのポイントとしては、都市公園の管理の方針や緑地のマネジメントといった維持管理の視点、グリーンライフや生物多様性といった専門的な視点、利用者や市民の視点といった様々な視点が必要と考えております。今回、緑の環づくり基本条例の一部を改正し、審議会は必要に応じて有識者、公共施設管理者、経済団体、市民

団体等の委員を設置できるようにいたしました。

スケジュールについてですが、今年度から2カ年での見直しを考えており、2カ年の間に計6回の審議会を予定しています。また、緑の基本計画の見直しに向けて調査業務を発注しておりますので、その状況を随時報告させていただき、ご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。第2回以降は臨時委員の方にも出席いただき、最終的には、令和4年度末に計画の策定と公表を想定しております。事務局からの説明は以上です。

●鮎川会長

ありがとうございました。

只今、事務局から「八戸市緑の基本計画の見直し」について報告がありましたが、これに対して、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

●工藤委員

今回は公募を行わないようですが、何か理由があるのでしょうか。

●事務局

人数制限がある中で様々な方を委員として選定したかったため、公募は行わないこととしました。

●鮎川会長

他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

●工藤委員

臨時委員を断られた場合、どのように対応することになるのでしょうか。

●事務局

各団体から1名の推薦を依頼しているため、必ずどなたか1名を選出してもらおうこととなります。

●鮎川会長

もし可能であれば、公務員の方については、転勤せずに2年間引き受けていただけるような方を選定していただければと思います。

一つ確認ですが、今後、臨時委員の方には、保存樹木等の緑の基本計画以外の議案についても一緒に審議することになるのでしょうか。

●事務局

臨時委員の方には、緑の基本計画に関することのみ審議していただきます。それ以外の保存樹木等の議案については、従来通り5名の審議会委員の方に審議していただきます。次回以降の会議の段取りについては、工夫し

ながら進めていきたいと思ひます。

●鮎川会長

他にご意見、ご質問等はございませんでしようか。

●各委員

(質問なし)

●鮎川会長

ご意見、質問等がないようですので、
報告案件②「八戸市緑の基本計画の見直し」についてはこれで終了したいと思ひます。

以上で、報告案件はひととおり終了しました。

「その他」に移りますが、何かございませんでしようか。

●各委員

(なし)

●鮎川会長

それでは、進行を事務局の方へお返ししたいと思ひます。

●事務局

鮎川会長、ありがとうございました。

本日の案件は全て終了いたしました。皆さまありがとうございました。
次回の審議会は、11月中旬から下旬の開催を予定しております。詳しくは、日程調整後に文書でお知らせしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第29回八戸市緑の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

以 上